

令和5年度 いじめ防止対策年間計画

月	生徒・保護者への働きかけ	会議等
4		・職員会議（生徒理解）
5		
6	☆いじめ防止月間 ・校長講話（いじめ防止） ・学級指導 ・ふれあい標語募集 ・いじめアンケートの実施	・第1回学校評議員会（6／8）
7		・いじめ防止研修会
8		・いじめ対応マニュアルの見直し
9	・三者面談	・職員会議（生活指導）
10	・保護者会	
11	☆いじめ防止月間 ・校長講話（いじめ防止） ・いじめアンケートの実施	
12	・体罰調査 ・教育相談	・第2回学校評議員会（12／6）
1		・職員会議（生活指導）
2	☆いじめ防止月間 ・校長講話（いじめ防止） ・いじめアンケートの実施	・第3回学校評議員会（2／8）
3	・保護者会 ・生徒面談	

*上記の取組とは別に、5月と10月にQ-U調査（よりよい学校生活と友だちづくりのためのアンケート）を実施し、分析および具体的対応を行い、いじめの未然防止につなげる。

北区立浮間中学校「いじめ防止対策委員会」設置要項

第1条 目的

外部の関係者とともに校内外のいじめ等について情報交換を行い、学校及び保護者・地域におけるいじめ等の防止について協議を行い、具体的な対策を行うために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

第2条 委員会の構成

本委員会の委員長は校長とし、副委員長は副校長とする。また、委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

第3条 委員会の招集

委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員からの意見を集約して具体的な対策を講ずる。

第4条 委員の任期

委員の任期は、1年とする。

第5条 委員会の庶務

委員会の庶務は、生活指導部において処理する。

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

別表1

1	委員長	校長
2	副委員長	副校長
3	委員	赤羽警察署生活安全課少年係
4	委員	北区子ども家庭支援センター職員
5	委員	主任児童委員
6	委員	青少年浮間地区委員会会長
7	委員	PTA会長
8	委員	生活指導主任
9	委員	生活指導部いじめ防止担当教諭
10	委員	養護教諭
11	委員	スクールカウンセラー